

各税・料における口座振替開始について

各税・料の口座振替の開始につきましては下表のとおりとなります。

なお、口座振替の開始につきましては、後日、書面にて通知いたしますので、必ずご確認をお願いします。

税・料	口座振替開始について <u>※原則、毎月 27 日が口座振替日となります</u>
村県民税	毎月 20 日までの申込みについて、その翌月から口座振替が開始されます。 【例】 5 月 20 日までに申込み →6 月分から口座振替が開始 ※5 月 21 日以降の申込みは、7 月分からの開始となりますのでご注意ください。 問合せ先：税務課 0967-67-2703
固定資産税	
軽自動車税	
国民健康保険税	
介護保険料	毎月末日までの申込みについて、その翌月から口座振替が開始されます。 【例】 5 月末日までに申込み →6 月分から口座振替が開始 問合せ先：健康推進課 0967-67-2704
後期高齢者医療保険料	
保育料	毎月末日までの申込について、その翌月から口座振替が開始されます。 【例】 5 月末日までに申込み →6 月分から口座振替が開始 問合せ先：子育て支援課 0967-67-2715
副食費	
放課後児童クラブ	
上水道使用料	毎月 10 日までに申込みが確認できている方について、その当月末より口座振替を開始します。 ※毎月 10 日以降の申込み確認分についても対応が間に合う場合は口座振替を開始させていただく場合があります。 問合せ先：水・環境課 0967-67-3176
簡易水道使用料	
生活排水使用料	
農業集落排水使用料	
住宅使用料	毎月末日までの申込みについて、翌月から口座振替が開始されます。 【例】 5 月末日までに申込み →6 月分の家賃から口座振替が開始 問合せ先：定住促進課 0967-67-2705